

11月は児童虐待防止推進月間

体罰は「やむを得ない」と思っていますか？

保護者がしつけのつもりで行った行為であっても、身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんなに軽いものであっても体罰に該当し、法律で禁止されています。その行為は「しつけ」ではなく「虐待」となります。

これらはすべて体罰です

- ・何度も言葉で注意したけど言うことを聞かないので、頬をたたいた。
- ・大切なものにいたずらをしたので、長時間正座をさせた。
- ・宿題をしなかったので、夕ご飯を与えなかった。

子どもの心を傷つける行為です

- ・子どもの前で配偶者やその他の家族に暴言や暴力を振るった。
- ・冗談のつもりで、「お前なんか生まれてこなければよかった」など、子どもの存在を否定するようなことを言った。
- ・やる気を出させるという口実で、きょうだいを引き合いにしていなかった。

体罰等が子どもに与える悪影響

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっています。体罰等が繰り返されると次のようになりリスクが高まります。

- ・親子関係の悪化
- ・精神的な問題の発生
- ・反社会的な行動の増加
- ・攻撃性の増加

○「子育ての悩み」相談してみませんか

相談は下記にご連絡ください。

- ◆児童相談所相談専用ダイヤル
☎0120-189-783
- ◆家庭児童相談室（子育て支援課）
☎26-6535
- ◆秩父市子育て支援センター
☎24-1712

○「児童虐待かも？」と思ったら

下記へご連絡ください。連絡者の秘密は守ります。

- ◆児童相談所虐待対応ダイヤル
☎189（24時間・365日）
- ◆熊谷児童相談所
☎048-521-4152
- ◆市役所子育て支援課
☎26-6535
- ◆各総合支所市民福祉課
吉田☎77-1111
大滝☎55-0101
荒川☎54-2111

彩の国オレンジライトアップ運動

11月15日(水)から30日(木)まで、秩父公園橋が、児童虐待防止のシンボルカラーであるオレンジ色にライトアップされます。

地域で子どもたちを見守りましょう！

～子どもへの声掛け・見守りをお願いします～

青少年育成秩父市民会議では、76の青少年育成団体が、「あいさつ運動」や各団体の活動を通して、青少年健全育成に取り組んでいます。



全国各地で子どもが重大な犯罪に巻き込まれてしまう悲惨な事件が増えていますが、地域の大人たちの力でこのような事件から子どもたちを守りましょう。

- 子どもたちの登下校時に「おはよう」「おかえり」などの声掛けをしましょう。
- 子どもと「行き先を家族に伝える」「帰宅時間を守る」などの約束をしましょう。
- また、埼玉県青少年健全育成条例では、次のことに努めるよう定められています。
- 保護者等は午後11時から午前4時までの時間帯に青少年を外出させない。
- 深夜営業の店舗等は、その時間帯に施設内・敷地内にいる青少年に帰宅を促す。

すでに市民の皆さんには、見守り隊や防犯パトロールなどをご尽力いただいておりますが、なお一層のご協力をお願いします。

11月は埼玉県の「いじめ撲滅強調月間」です。

いじめ、絶対ダメ。

いじめられた子どもには心身に深刻な被害が生じることがあります。いじめは重大な人権侵害であり、決して許されることではありません。

いじめを受けていたり、いじめに気が付いたりしたら、1人で悩まずに相談・通報してください。大人の方もそのような心配があったら、相談してください。

◆よい子の電話教育相談（毎日24時間対応）

○電話相談窓口

18歳以下の子ども専用（無料）

☎#7300、または☎0120-86-3192

保護者専用

☎048-556-0874

○メール相談（平日の午前9時から午後5時）

✉soudan@spec.ed.jp

◆子どもスマイルネット（毎日（祝日・年末年始を除く）午前10時30分～午後6時）

☎048-822-7007

☎生涯学習課☎22-0420

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

このため、令和5年1月1日から10月2日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、日本年金機構本部から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が10月下旬から11月上旬にかけて順次送付されます。年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収証書）を添付してください。

また、10月3日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付の上、申告してください。

☎ねんきん加入者ダイヤル

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

秩父年金事務所 **☎**27-6560

令和6年度 幼稚園・学童保育室申し込みのご案内

☎ 25-5228



市立幼稚園

施設名・電話	通園学区	対象
久那幼稚園 ☎22-1502	秩父地区、大滝地区、荒川地区 ※大滝・荒川地区については、希望で園バスによる送迎あり	5歳児、4歳児、3歳児 (平成30年4月2日～令和3年4月1日生)の市内在住幼児

※完全給食を実施。1学級35人以内です。

※久那幼稚園は、令和7年3月31日をもって閉園予定です。

願書配布 久那幼稚園

受付期間 11月16日(木)～12月14日(木) 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

保育時間 幼稚園にお問い合わせください。

甲・園幼稚園へ直接申し込み・お問い合わせください。

市立学童保育室

入室基準 保護者の就労等により、放課後、児童の保育ができない場合

受付期間 11月16日(木)～12月14日(木) 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

申込書配布および受付場所

学校教育課（歴史文化伝承館2階）、吉田・荒川総合支所市民福祉課

利用時間 平日（月曜日から金曜日）放課後～午後6時45分まで

土曜日および長期休業日（春季・夏季・冬季）

午前7時45分～午後6時45分まで

※家庭状況等の調査により入室の可否を決定し、令和6年1月下旬に通知します。

※来年度新入学となる児童には、就学時検診の際に申込書を配布します。



入室決定は先着順ではありません。なお、基準を満たしていても各学童保育室の入所状況により、入所できない場合もあります。

私立学童保育施設

私立の学童保育施設でも利用申し込みを受け付けています。詳しくは直接、各施設へお問い合わせください。

施設名	所在地	電話番号
原谷学童クラブ	大野原2966	☎23-0774
かみたのキッズクラブ	荒川上田野994-15	☎54-0062
こもれびキッズクラブ	上影森130-6	☎26-7991
大畑アフタースクール	大畑町4-64	☎24-8221
寺子屋十三番（本園）	下宮地町17-6	☎22-1385
寺子屋十三番（分園）	東町26-7	☎26-7750

～子育て学校給食支援事業～

学校給食費補助金の申請を受け付けます

秩父市立学校以外の小・中学校または特別支援学校小・中学部に在籍しているお子さんの保護者に対し、学校給食費の一部を補助します。

対象 令和5年4月1日から令和6年3月31日（12か月分）の学校給食費

申請方法 10月下旬に対象となる保護者へ申請書類一式を送付しました。必要事項を記入し、提出期限ま

でにご提出ください。

提出期限 12月8日(金)

※対象となる保護者で、申請書が届いていない場合はご連絡ください。

※秩父市立学校に在籍しているお子さんについては、補助額分の減額を実施しています（一部保護者は除く）。

※ご不明な点はお問い合わせください。

☎保健給食課 **☎**22-2443



11月から

埼玉県思いやり駐車場制度が始まります

埼玉県思いやり駐車場制度とは

障がいのある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」および「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証の種類と対象者



車椅子
使用者用

その他障害者、
高齢者等用

妊産婦、
けが人等用

種類(色)	対象者	申請に必要な書類等	問い合わせ窓口
車椅子使用者用(青)	車椅子使用者	身体障害者手帳、介護保険被保険者証、または、医師の診断書等および身分証明書	障がい者福祉課 ☎27-7331 FAX 27-7336
その他障害者、高齢者等用(緑)	身体障害者(*) 知的障害者(*) 精神障害者(*) 難病患者	身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健福祉手帳 特定疾病医療受給者証等	
	高齢者等 (要介護度1以上)	介護保険被保険者証	高齢者介護課 ☎25-5205 FAX 27-7336
妊産婦、けが人等用(オレンジ)	妊産婦 (妊娠7か月から産 後1年まで)	母子健康手帳	保健センター ☎22-0648 FAX 22-5338
	けが人等	医師の診断書等および身分証明書	障がい者福祉課

(*)：障害区分、等級により対象者が異なりますので、詳細はお問い合わせください。

交付申請の方法

11月1日から、上記問い合わせ窓口のほか、埼玉県福祉政策課で電子申請、郵送申請を受け付けています。

☎障がい者福祉課 ☎27-7331

11月11日は『介護の日』です!

介護の相談は地域包括支援センターへ

11月11日は、「いい日、いい日、毎日、あったか介護ありがとう」を念頭に「いい日、いい日」にかけ、「介護の日」と制定されました。



高齢化社会の到来により、介護に関わる課題も多様化しています。こうした中、多くの人に介護を身近なものとして捉えていただくとともに、それぞれの立場で介護について考え、関わる機会を設けて啓発することが、介護の日の目的です。この機会に介護について考えてみましょう。

社会全体の高齢化を理解しておく

秩父市では高齢化率が約35%となっており、市民の約3人に1人が65歳以上となっています。

認知症高齢者が増加していることを理解しておく

認知症は誰にでも起こり得る身近な病気です。65歳以上の7~10人に1人は認知症の症状がみられると言われています。介護が必要となった原因の一つに認知症があり、認知症の予防や早期発見、早期治

療を心掛けることが大切です。

介護サービスについて理解しておく

どのようなサービスが、どこで利用できるのかなど、いざ介護サービスを利用する際に必要な情報を得ることができるよう、日ごろから相談先を知っておくことが大切です。

健康に老後を迎える準備をしておく

健康で過ごせる期間を延ばせるよう、元気なうちから介護予防に取り組むことが重要です。

介護についての相談は地域包括支援センターへ

地域包括支援センターは、高齢者の皆さんの身近な相談窓口です。いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう、介護・福祉・健康・医療などさまざまな面から総合的に支援します。介護や介護予防に関することなど、お気軽に地域包括支援センターへご相談ください。

※地域包括支援センターの業務内容についてはQRをご覧ください。右のQRコードを読み取るとアクセスできます。

☎秩父地域包括支援センター

☎22-2582



野外焼却(野焼き)は法律で禁止されています!

野外焼却(野焼き)は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や埼玉県生活環境保全条例および秩父市環境保全条例により、一部の例外を除いて原則禁止されています。例外行為であっても、周辺環境へ著しく悪影響を及ぼすものについては、指導を行う場合があります。

野外焼却(野焼き)の苦情が絶えません!

市には、野外焼却(野焼き)による苦情が多く寄せられています。

ドラム缶・ブロック囲い・家庭用簡易焼却炉で燃やしたり、地面に穴を掘って燃やしたりすることは不法焼却に該当します。ごみを燃やすと、悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康に影響を及ぼしたり、火災につながったりするおそれもあります。

罰則

野外焼却(野焼き)禁止に違反した場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第15号の規定により、5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、または両方が科せられます。

●家庭用簡易焼却炉の無料回収

対象

ブロック積簡易焼却炉および金属製簡易焼却炉

回収条件

所有者が焼却炉を分解し、2トン車が進入できる場所まで搬出すること(申込者には、回収日程等をお知らせします)

☎生活衛生課 ☎25-5202

各総合支所地域振興課

吉田 ☎72-6083

大滝 ☎55-0861

荒川 ☎54-2114



土砂堆積 110番

不審な堆積を見つけたら!!

☎25-5202まで

(秩父市役所生活衛生課:直通)

休日・祝日は、22-2211(市役所警備員室)

通報者の秘密は守られますので、安心して情報をお寄せください!!

消費生活センターからのお知らせ

オンラインショップを開いたら
こんなトラブルが...

事例1 誰でも簡単にネットショップが開けるアプリでTシャツの販売を始めた。すると、見知らぬ事業者から「すてきなお店ですね! ネット検索順位が上位になるようサポートします。売り上げアップの方法もウェブマガジンでお教えします」というメッセージが届き、契約をした。

契約したあとで、元が取れるほどの売り上げが見込めないことに気づいた。解約を申し出たが、「事業者契約なので中途解約はできません。契約書に書いてあるでしょう?」と断られた。

事例2 大手ネット通販サイトに出品し、手作りアクセサリーを販売していた。ある日、購入者の親から「未成年者なので購入を取り消します。返品するので返金してください」とメッセージが入った。返品不可とはっきり書いていた。応じる・応じない、どちらが正しいのかわからない。

消費者でしかなかった個人が、インターネットを利用して簡単に商品を販売できる時代となりました。

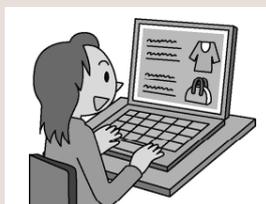
た。しかし、こうした個人の多くは、消費者と事業者の両方の側面を持つており、消費者を守るための法律がそのまま適用できないことがあります。

それらの法律は、取引に不慣れた消費者を守るため、事業者同士の取引の場合に比べ手厚くなっているからです。一方、自分が事業者の立場になれば消費者保護に十分配慮しなければなりません。

アドバイス

プラットフォームや通販サイトに出品する場合、利用規約やガイドラインを隅々まで読んで理解しましょう。消費者とのトラブルは必ず起きるものと心得て、事業者として誠実に対応しましょう。

ちなみに、未成年者の契約は原則取り消すことができます(民法第5条第2項)。



出典: 消費者庁イラスト集より

秩父市消費生活センター

毎週月~金曜日(祝日はお休み)
午前9時~正午、午後1時~4時
☎25-5200